

第32回 熊本大学附属図書館貴重資料展

熊本藩法と犯罪史

「裁く人と裁かれる人たち」

解説目録

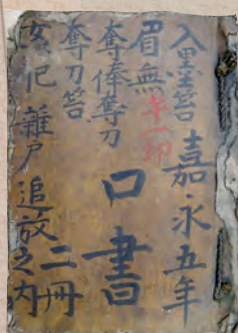
期間 平成28年11月4日(金)～6日(日)の3日間

10時～17時

会場 熊本大学附属図書館 1階

古文書閲覧室・ラーニングコモンズ

熊本藩お裁きの世界をリアルに描く



主催 熊本大学附属図書館・熊本大学文学部附属永青文庫研究センター

協力 公益財団法人永青文庫

後援 熊本県教育委員会・熊本市教育委員会・熊本日日新聞社・NHK 熊本放送局・RKK・TKU・KKT・KAB

お裁きの世界

時代劇などでたびたび取り上げられるお裁き。“お白洲”や“拷問”、“磔”、“獄門”などといった言葉は、一度は耳にしたことがあるでしょう。今日に比べると非常に厳しい刑罰の背景には、江戸幕府や各藩が築き上げた司法制度があり、約260年間続いた幕藩体制の底流には、こうした“法度による支配”が展開されていました。“法に背けば裁かれる”という概念は、江戸時代の社会にも広く浸透し、定着していました。

永青文庫には、近世熊本藩の法制史料が多数残されています。これらを読み解くことにより、熊本ではどのような犯罪が起こっていたのか。また、取り調べを経て、いかなる刑罰が申し渡されているのかといった一連の司法制度を詳らかにすることができます。さらに、裁きの背景にあった熊本藩法「刑法草書」などを分析することで、法の運用実態も明らかになります。今回の貴重資料展では、熊本藩の法律と犯罪の実態、そして決して切り離すことができない両者の関係をリアルに紹介していきます。

同時開催 公開講演会・第11回永青文庫セミナー

演題「熊本藩刑法の特徴と犯罪の実態 一天領との比較を通じて」

講師 安高 啓明 (熊本大学文学部准教授)

日時 平成28年11月5日(土) 14時～15時30分

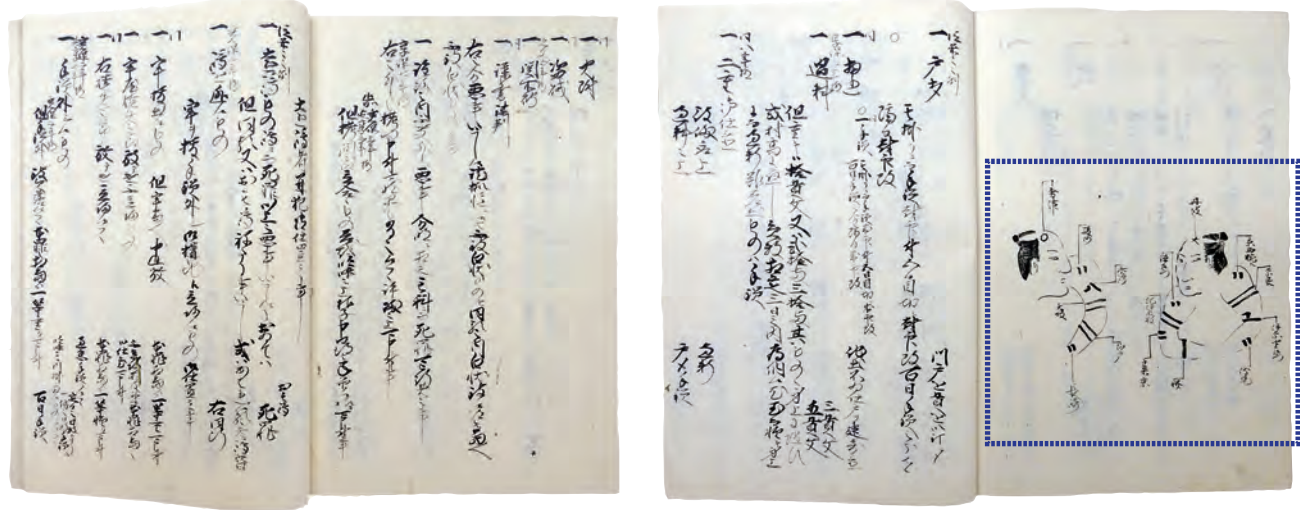


凡 例

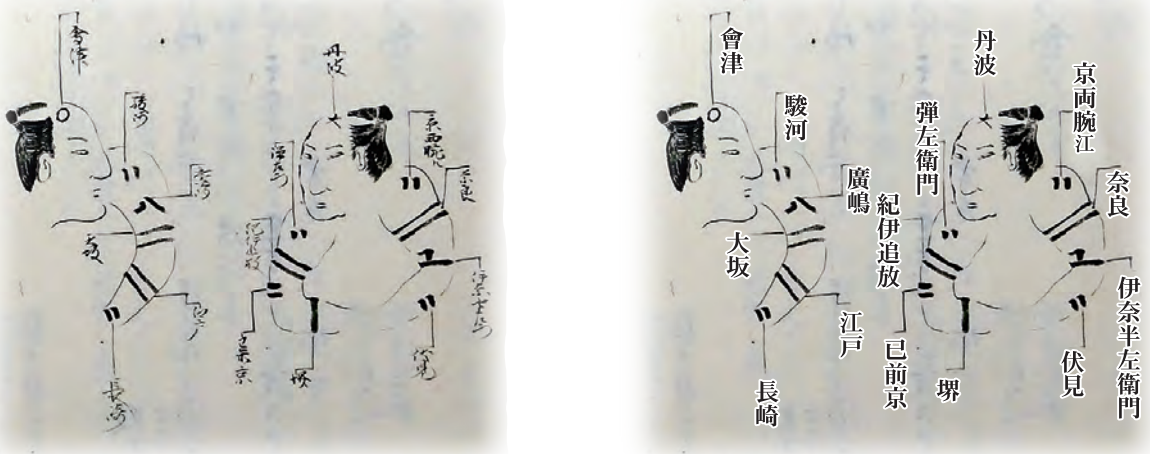
- 本図録は第32回熊本大学附属図書館貴重資料展「熊本藩法と犯罪史—裁く人と裁かれる人たち」(展示監修:安高啓明)【会期:平成28(2016)年11月4日(金)～6日(日)】開催にあたり作成したものである。
- 図録掲載順番と展示順番とは必ずしも一致しないことがある。
- 本図録に掲載している資料は特に断らない限り熊本大学寄託永青文庫資料である。
- 本図録作成にあたり、鎌田浩『熊本藩の法と政治』(創文社,1998年)、小林宏・高塩博編『熊本藩法制史料集』(創文社,1996年)などを参考にした。
- 掲載している写真は所蔵先の許可なく転載・複写することを認めない。
- 本展覧会ならびに本図録は日本学術振興会学術研究助成金(若手研究(B)課題番号16K16906)による研究成果の一部である。

I. 集積された江戸の法度

江戸時代は、法度による支配が展開されていた。当時の法度には、直轄領・藩領を問わず全国的に法的拘束力をもつもの、直轄領と藩領のそれぞれの領域内でのみ有効なものがあった。しかし、幕藩体制国家として双方に法的矛盾が生じないような配慮がとられていた。まさに、武家諸法度に盛り込まれた「江戸の法度のごとし」という概念は、近世社会における幕藩関係をも象徴するものだったのである。



御評定所大帳 (文政6(1823)年)



入墨図(拡大)

熊本藩も入手した公事方御定書

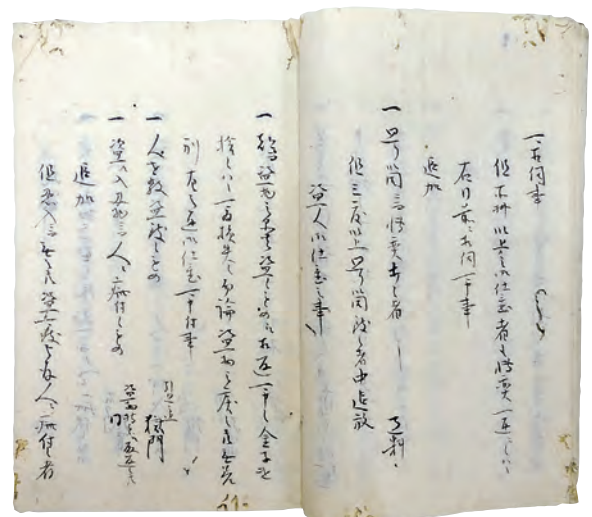
幕府が寛保2(1742)年に制定した公事方御定書の下巻に相当する資料である。公事方御定書は、上下巻からなる幕府法典で、上巻は評定所に関する事項、高札、書付などの81ヶ条からなり、下巻には今日の刑法、刑事訴訟法などを収めている。下巻は「御定書百箇条」とも称されるように、100条からなるもの、103ヶ条のもの、それ以外の第三系統本(110ヶ条、111ヶ条、116条など)が確認されている。本資料は103ヶ条本から抽出されたもので構成されている。公事方御定書は秘密法典とされ、一部の役人しかみることができなかったが、熊本藩はこれを入手している。巻末によれば、文政6(1823)年7月に幕府の勘定吟味方改の飯田庫三郎から熊本藩用人中川唯之允が秘密裏に借り受けて筆写したことがわかる。



公事訴訟御定書〈明和9(1772)年〉

あらゆる法を正確に集積

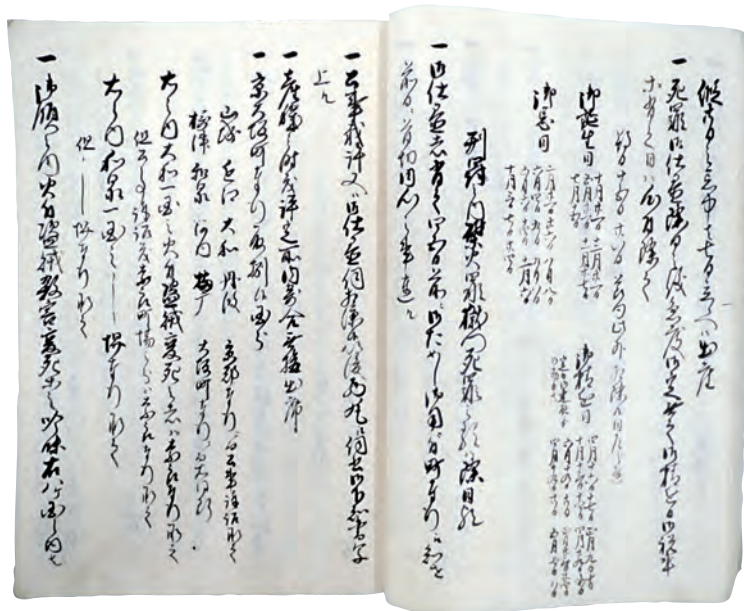
公事方御定書の草稿段階にあたるものの写。のちに上巻に収められることになる。「死罪御仕置除日之事」をはじめ、刑事・民事に関する様々な規定がみられる。幕府法であるため、江戸を中心として法体系となっており、熊本藩の法制の参考とするために入手したのであろう。時折、朱書きでの訂正もみられ、正確に筆写しようとしていることがうかがわれる。



評定所秘録〈江戸時代中期〉

高い法令収集能力

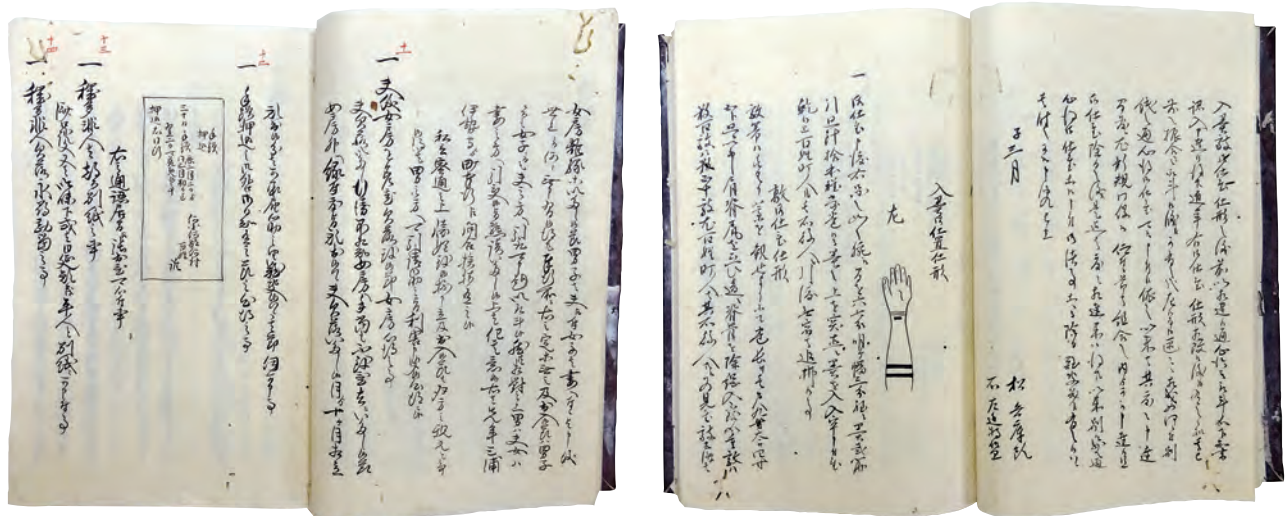
本資料は公事方御定書の上下巻を収めるものであるが、不完全な状態で筆写されており、逸失している箇条もみられる。幕府は公事方御定書が編纂されたときの資料を整理し、明和4(1767)年に科条類典を編修、完成に至る。しかし、本資料には、科条類典にもみられない判例が収録されているなど、熊本藩は数多くの幕府法令を集めていたことがわかる。なお、延享3(1746)年の武家諸法度を13巻に収めており、天明7(1787)年の新規法令を追加して採録されている。武家諸法度には「一、萬事応江戸之法度於国々所々可遂行事」とあり、江戸の法度に順じた法制定を大名領で求めていたことがわかる。



序事秘録〈江戸時代中期〉

写本をさらに筆写する

公事方御定書の上下巻が混在して収録され、条文構成や配列にも規則性はみられない46箇条からなる。下巻の割合がおおく占めているのが特徴である。刑罰の個別条文を収めているものの、総括的に記された「御仕置仕形之事」は含まれていない。「争訟吟味之心得」を序文に位置付けて、これを「故人の知言」として、以下目録を列記している。なお、本資料は永青文庫に所蔵される「争訟吟味之心得」の写本といえる。



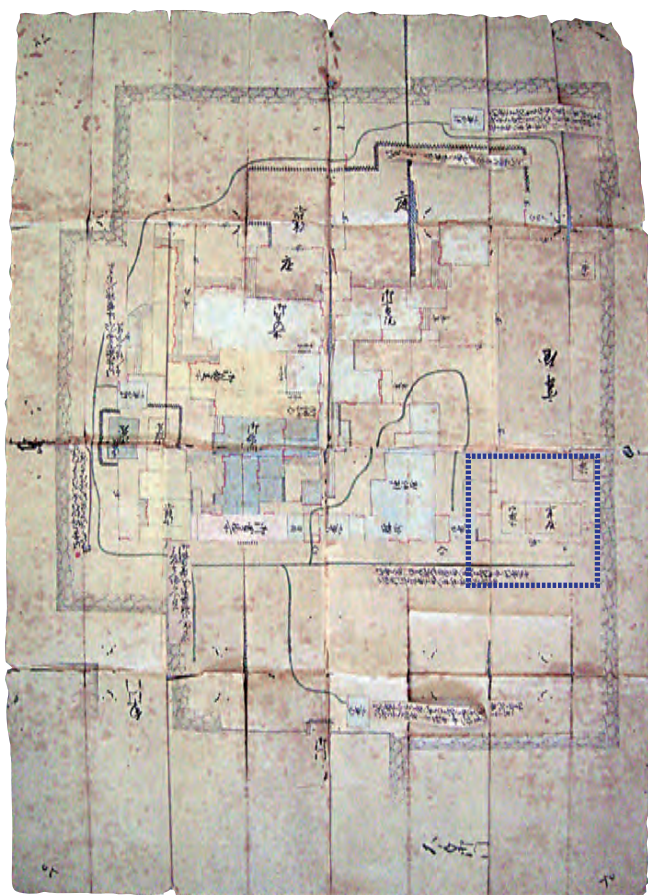
先例政典〈天保2(1831)年〉

編纂される公事方御定書、求める熊本藩

公事方御定書の上下巻を収め、司法にかかわる重要案件を部門ごとに15冊にまとめている。公事方御定書下巻に相当する箇所は「諸御掟之部」(14~15巻)にあり、全120箇条からなる。ここには、寛政6(1794)年の奥書があり、寛保2(1742)年の制定以降、順次編纂されていった公事方御定書の変遷を知ることができる。手鎖・押込を申し渡す時のひな形や入墨仕置の形を図入で収めていることも特徴といえる。

II. 事件の発生と取り調べ

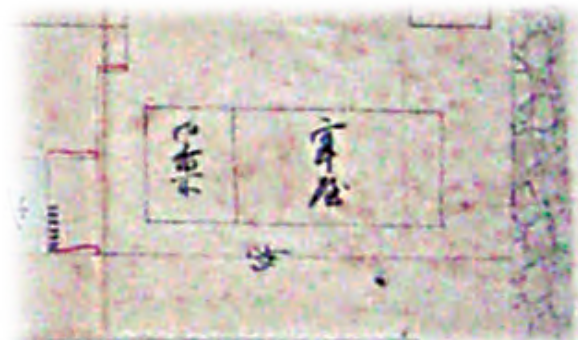
事件が発生すると捕吏などが捜索を開始、被疑者が捕えられると入牢処分になる。入牢の間に取り調べを受けることとなり、ここでまとめられた調書をもとに奉行所での裁決に移行する。牢屋に入る場所も身分や性別などによって異なるとともに、自治へ預けられて拘束されることもあった。取り調べ方法には地域性もみられ、確かな物証があるにもかかわらず、自白が得られないときにおこなわれる拷問にも、さまざまな特徴がみられる。



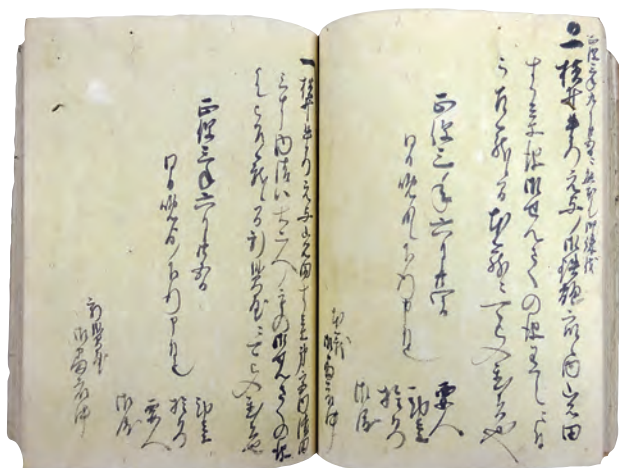
御奉行所 御郡問 御勘定所控之絵図〈江戸時代中期〉

熊本藩初期の牢屋

近世初期から中期にかけての奉行所図。奉行所西側に牢屋が2棟、番所が3棟描かれている。犯罪の増加や治安強化を背景に、牢屋は全国的に増築される。熊本藩でも、初期段階の牢屋が手狭になったため、中期には増築されることになった。



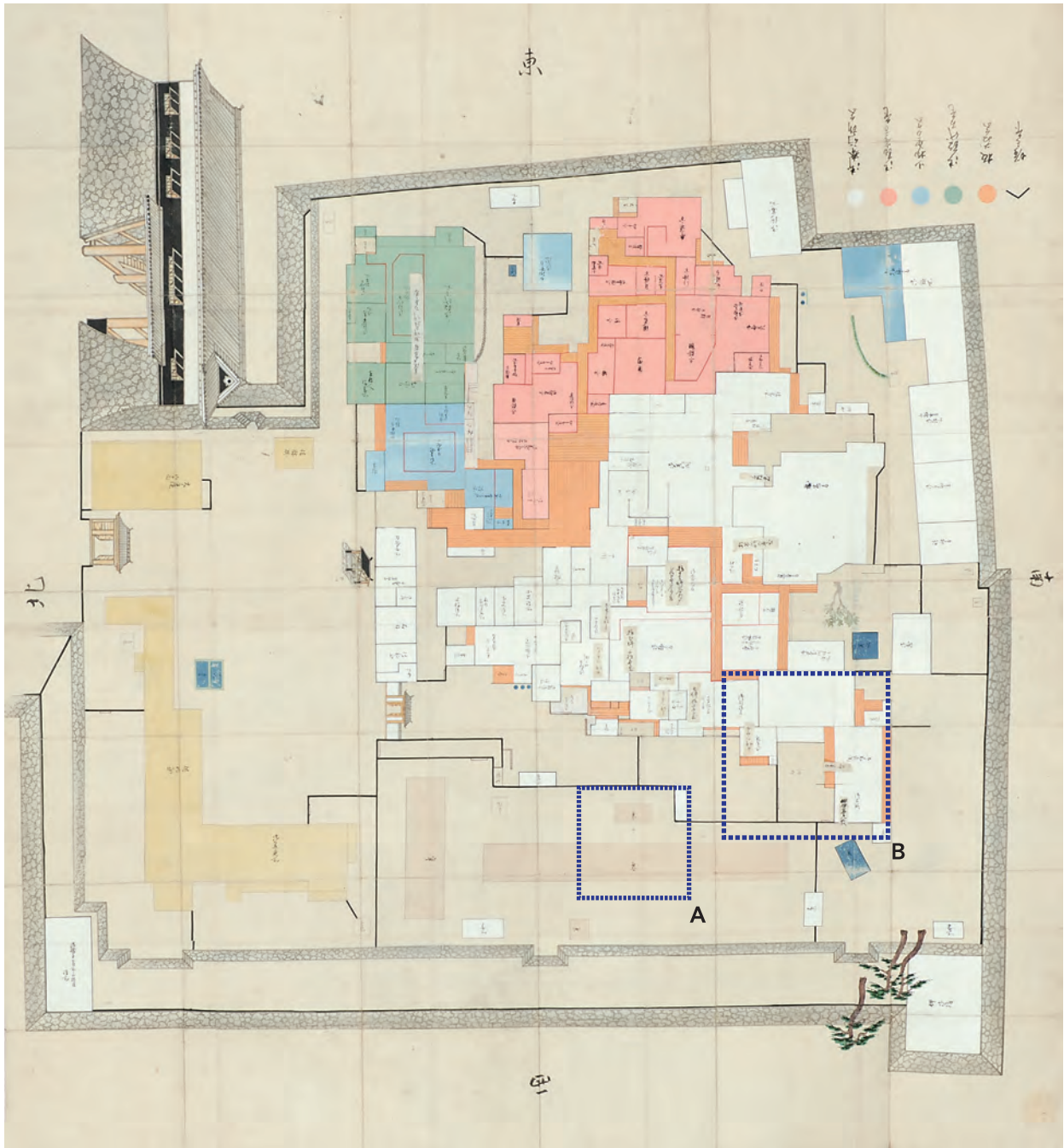
番所・牢屋部分



籠舎之帳〈慶安4(1651)年頃〉

増築される牢屋

寛永10(1633)年から慶安4(1651)年までに入牢処分となった者を収めている。熊本藩には城内に本牢と質部屋、城下町には町牢があり、寛文9(1669)年には高麗門に新牢が設けられている。法にふれると「穿鑿」(取り調べ)のために入牢処分となるが、在方から未然に願ひ出るものもおり、番衆へその書付が出されている。この資料は単に入牢者の名簿ではなく、その後の量刑として「誅伐」や「切腹」、そして「赦免」や「病死」などが記されている。入牢者の記録というよりは、罪人の台帳としての側面が強い資料といえる。



御奉行所図（寛政4（1792）年頃）



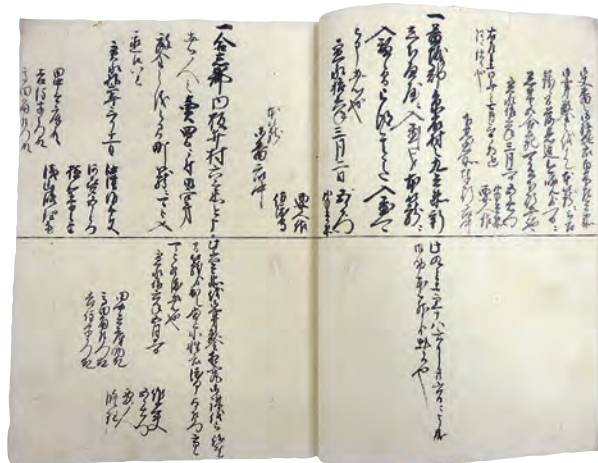
A: 牢屋部分



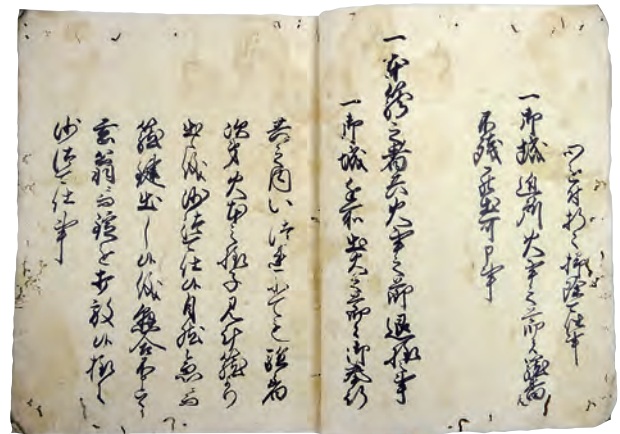
B: 刑法方・御白洲部分

併設された御白洲と拡張された牢屋

本図は「奉行所」・「勘定方」・「小物成方」・「郡代方」・「板敷」と色別されて描かれている。奉行所は南大手門の西側、刑法方詰所や御白洲、牢屋はその西方位にある。刑法方と寺社・町方をはさんだところと、家老間に白洲が設けられていたことがわかる。板敷部分と砂利部分があることから、身分によって着座位置が異なる法廷座階が定められていたものと考えられる。また、牢屋は大中小と4棟で構成され、堀内には番所と雪隠が設けられている。白洲と牢屋が隣接していることも特徴といえる。



籠出入帳〈寛永21(1644)年頃〉



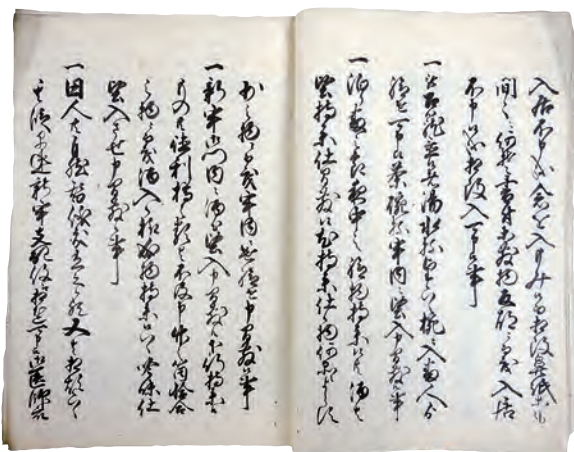
御城近所出火之節籠舎之者支配之儀并籠番江申渡之覚(元禄4(1691)年)

牢屋間の転出実態

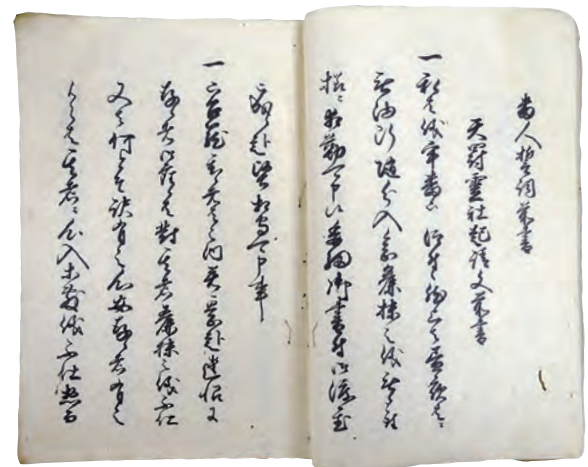
寛永10(1633)年から寛永21(1644)年までの間に入牢・出牢となったものを収める。熊本藩の牢屋には、本牢・(新)質部屋・町牢などがあったこと。さらには、(新)質部屋に入っていたものが、本牢に入れ替えられたりしていたこともわかる。また、出牢となったあとに、誅伐から赦免となった量刑まで記されており、同時期の牢屋出入りや裁判の実態が明らかになる。

非常時の対応、罪人はいかに

出火した時の消火体制や本牢と新牢に詰める牢番の平時の体制が記されている。通常、本牢と新牢には9人の番人が配されており、昼夜3人が番所に詰めていた。もし牢屋からの出火が確認されたら、ただちに罪人を牢から出し、鍵がはずせなかったら玄翁(金槌)で壊して放たれた。その後、二人ずつ綱でくくり、新牢での様子が確認でき次第、ここに移送されることとなった。また、手杓や足杓、首かね、猿轡なども用意されていたことがわかる。



新牢番人勤方之覚(天保6(1835)年)



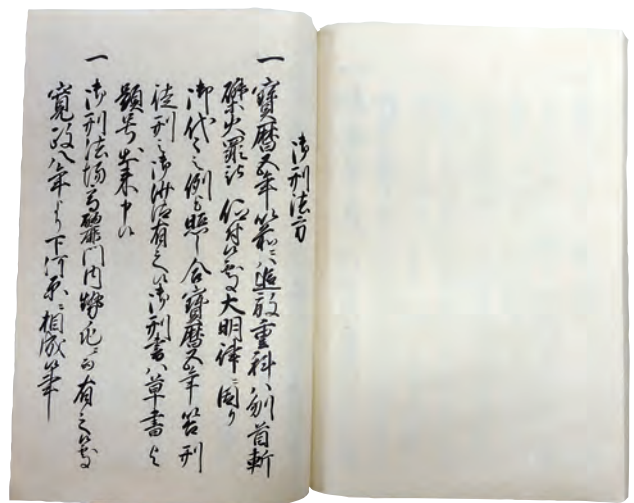
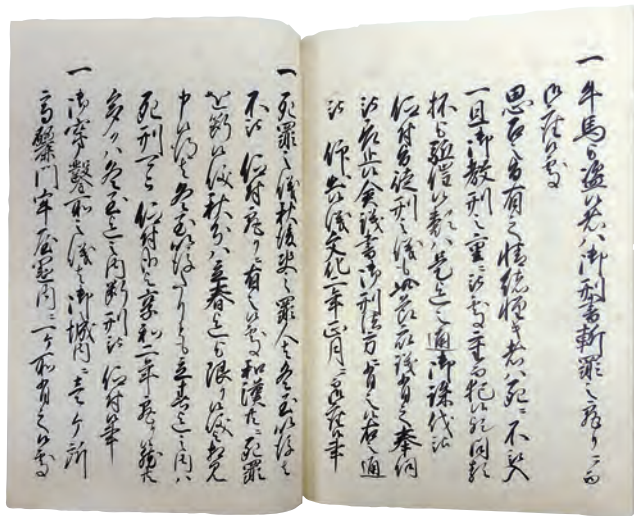
牢屋番人困番人下行荒仕子勤様之覚帳之控(宝暦7(1757)年)

牢屋役人の誓いと心構え

刑法方奉行に提出した誓文・起請文などの写。職務に懈怠なく勤めることや差し入れ、所望品の受け渡しは、刑法方の指図がない限り認めないことなど、新たに牢番人になるにあたっての心構えが列挙されている。また、穿鑿にあたって知りえた情報は他言を禁じるなど、当時の司法制度の秘密主義の一端がうかがえる。

油断は禁物、厳しい監視体制

牢屋役人たちの勤め方を書いたもので、享保6(1721)年から宝暦7(1757)年までのものを収める。困番人は詰番にあたり、役人以外の牢屋への出入りを厳しく監視することを役務とした。下行や荒仕子は差し入れや入牢者の所望品を受け付ける役務で、草煙などの嗜好品は一切与えてはならないとされた。これらは毎月1日・10日・20日に読み聞かせられている。

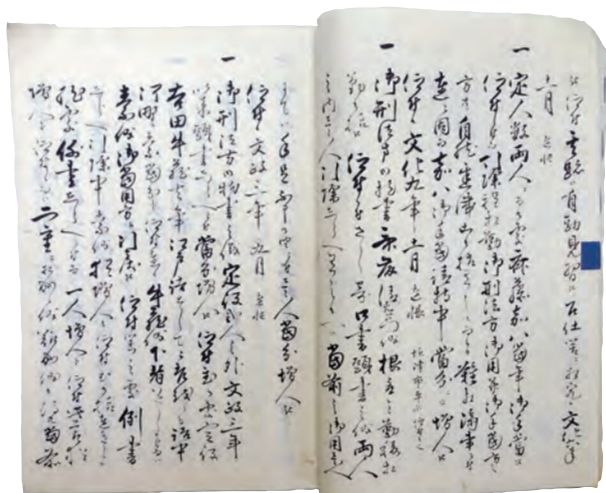


舊章略記〈文化9(1812)年〉



熊本藩職制の正史の編纂

奉行所の分職ごとに職務を調査した内容を島田嘉津次が編纂し、文化9(1812)年9月12日に藩主細川齊樹に提出したもの。刑法方について特記すれば、宝暦5(1755)年以前は、追放や重科(勿首・斬・磔・火罪)を仰せつけていたが、明律と先例とを照合して、笞刑と徒刑を導入することにしたとある。その法的根拠として、「御刑法八草書」、つまり刑法草書と題したものが出来上がったためと記されている。また、刑場は当初、高麗門内にあったが、寛政8(1796)年より長六下河原に移転されたこと。刑法方の取り調べは、穿鑿所から口書の達しを受けたうえで、奉行・目付が審議して量刑を決定し、家老や中老へ上申ししていたことが記されている。



見直される業務、増やした人員

熊本藩の役職について、沿革を含めて記している。「刑法方」は、定役2名だったが、御用向きが繁多であるため、1名ずつ当分・当分増人が配置されることになった。転局や江戸詰などで交代となったことや、文政3(1820)年には頭書調べも任務に加わったことから、人数を増員していることがわかる。

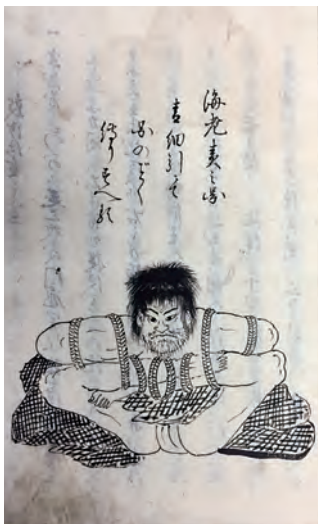
役員蹟覽〈江戸時代後期〉



答打



石抱



海老責



釣責

〈参考:江戸の拷問〉
四種の厳しい取り調べ

江戸では四種類の広義の拷問があった。牢内の穿鑿所で行われる取り調べを「牢問」というが、「答打」・「石抱」・「海老責」がこれにあたる。これらで白状しないものが拷問蔵でおこなわれる「拷問」に移行されることになり、「釣責」にかけられた。いずれも取り調べることを目的としており、拷問を執行する時は奉行の決裁を要し、対象者を死に至らしめることは厳禁とされた。

刑罪大秘録(個人蔵)所収



拷問図〈江戸時代後期〉

自白獲得のための最終手段 —熊本藩五種の拷問

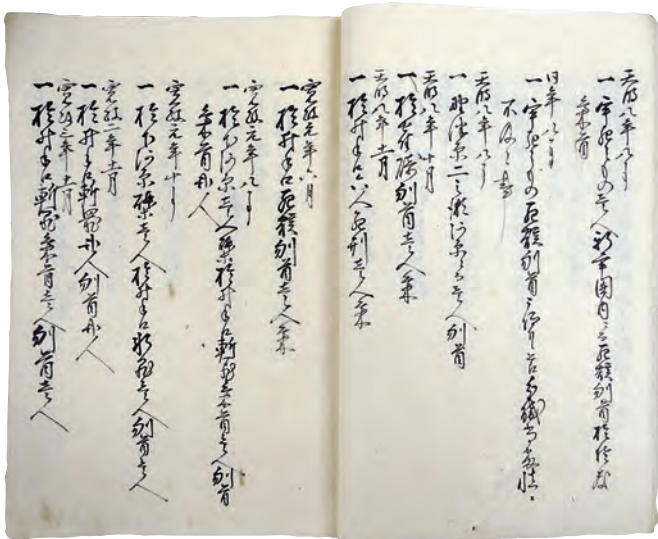
刑法草書施行下に行われた「縄扑」・「鉄」・「拷器」・「鉤」・「水問」の五種類の拷問を描いている。熊本藩での拷問は、寛文11(1671)年までは「糾明」と称されており、「水責」や「木馬責」が行われていた。穿鑿所で拷問はおこなわれており、刑法方分職奉行の下、2人の穿鑿頭、5～13人からなる拷問役が配置されている。拷問は「舊章略記」によると、詐偽の証拠などがあるにもかかわらず、白状しないときにおこなうことと一定の規則を設けている。また、水問をするときは、刑法方奉行に許可を得るようにとあり、恣意的な執行を許さなかった。それは、拷問は取り調べの一手段であって刑罰とは異なるため、犯罪人を死に至らしめることはあってはならなかったのである。なお、先にあげた拷問のうち、天領の拷問と共通するものもあり、「鉤」は「釣責」、「拷器」は「石抱」に相当するものである。また、熊本藩では、「鉄」を多用していることが特徴である。

Ⅲ. 量刑と仕置

江戸時代の刑罰には様々な種類があった。生命刑と称される死刑にも、磔や獄門、火罪、刎首などがあり、肉刑である入墨には、地域特有の形が入れられた。江戸時代の刑政概念として、被害者心情を加味していることが多く、これを反映した刑罰も創設されていた。熊本藩ではいち早く追放刑を制限したことにあわせて、徒刑制度を導入するなど、全国でも先新的な司法制度を構築していった。その手法は、多くの地域でも参考にされた。

処刑場所と死刑のルール

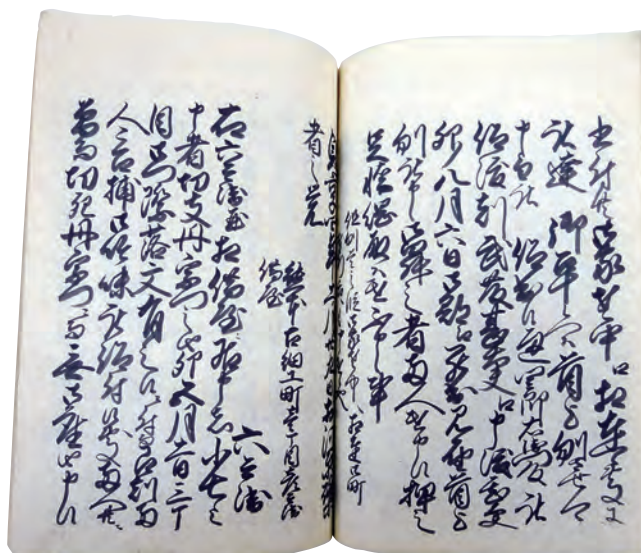
死刑執行にあたり、その年月や刑場、処刑人数などを記し、そのほか執行の際の特記事項を収める。宝暦5(1755)年から天保12(1841)年までの間の死刑執行数から考えると、年平均は6人程であった。死刑執行場所は、長六下河原と井手口の二ヶ所があった。長六下河原では焚や磔がおこなわれ、死刑以外にも入墨、笞などが執行されている。井手口では斬と刎首を基本的におこなっているが、磔も二度執行されていることを確認できる。死刑には即決と秋後決があり、即決は判決を申し渡したら直ちにおこなうもので、秋後決は秋分後春分前(実際には冬至前、10月から12月まで)の一日を選定し、まとめて死刑を執行するものであった。



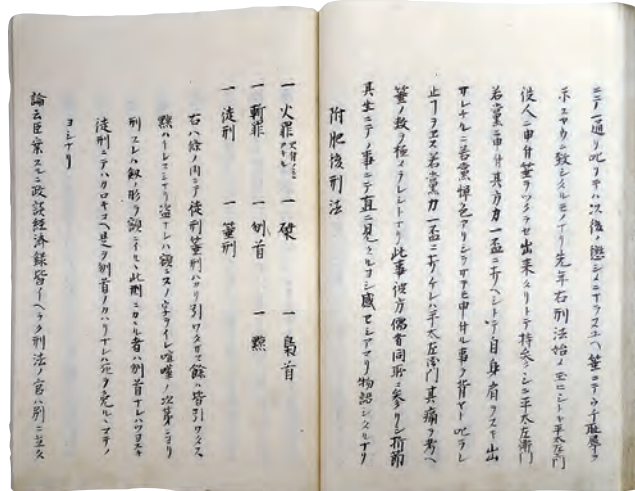
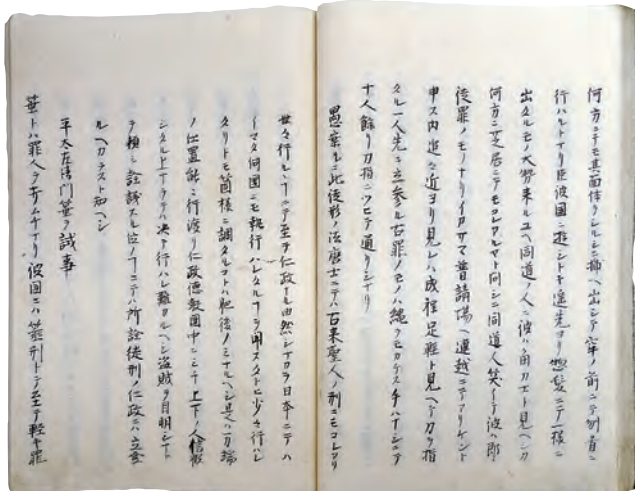
死刑一卷帳書抜〈天保12(1841)年頃〉

死刑の多様化

熊本藩で執行された死刑で最も多用されたのが誅伐である。刎首が打ち首とすることに対して、誅伐は胴を切るものだった。しかし、死刑のことを総称して誅伐ともいったようで、この資料には、井手口での刎首や長六河原での火あぶり、磔に処した旨の記載もみられる。本資料は、寛文元(1661)年から元禄4(1691)年までの誅伐の事例を収めるが、このとき立ち会った検使の名前もみられる。「刑法草書」が完成する前の熊本藩の具体的な刑罰や刑政観を知ることができる。



誅伐帳〈元禄4(1691)年頃〉



肥後物語 (天明元(1781)年)

他藩でも名声高き熊本藩法

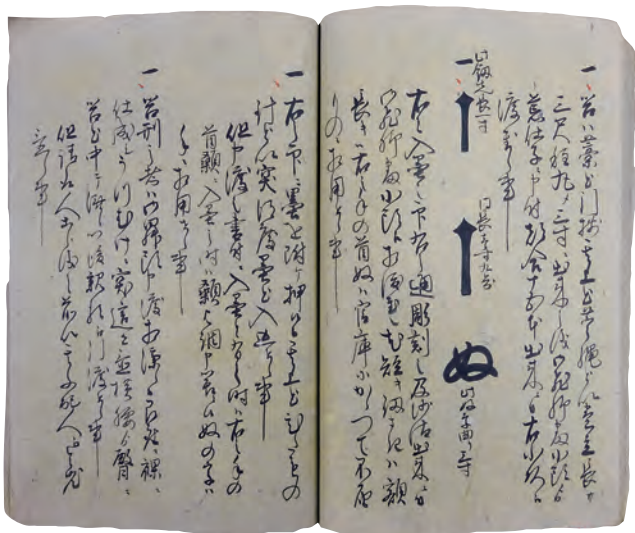
宝暦の改革による熊本藩政の立て直しの現状は各地に広まった。福岡藩の儒者である亀井南冥は、これに関心を寄せた一人で、自ら熊本におもむき、親交のあったものから見聞した内容を記していった。本資料は、第三者からの視点で宝暦の改革が評価されたものである。この中の「徒刑ノ事」には、熊本藩刑法について収めている。徒刑は古来の中国で行われていたものであり、宝暦の改革によって、かつて遠島や追放となっていたものを1年から3年まで入牢とし、城普請や手業にあたらせたとある。また、罪人は眉を剃り、前髪をたてるようにし、一見してわかるようにしていた。もし、普請場から逃げ出すようであれば、牢屋の前で刎首がおこなわれたともある。また、「堀平太左衛門筆ヲ試事」では、叱刑の刑罰的性格を否定し、恥辱のために笞打ちが導入されたと紹介している。あわせて、肥後刑法として、「火罪」・「磔」・「梟首」・「斬罪」・「刎首」・「黥」(入墨)・「徒刑」・「箠」(笞)があったことを記している。内容の信憑性に検討を要するが、他領での熊本藩の評価を知ることができる。



御仕置仕形之事 (江戸時代後期)

各地の入墨刑を絵図化

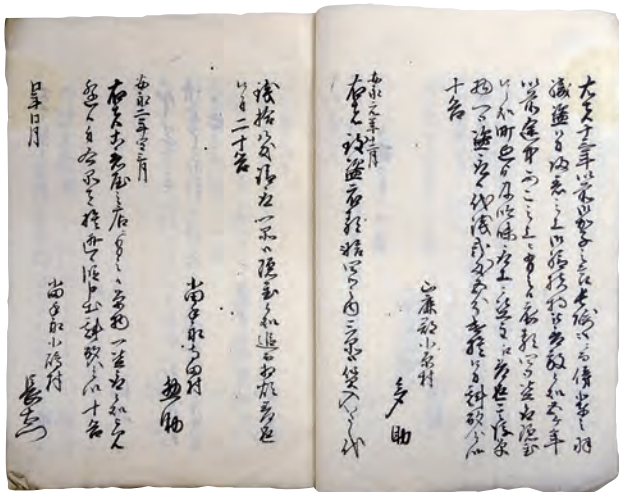
公事方御定書下巻のなかでも「御仕置仕形之者」だけを抽出したもの。鋸挽や磔、遠島といった幕府刑法で重罪とされるものから入墨までを収めている。公事方御定書との相違点として、直轄領や弾左衛門などの入墨形を絵図化していることである。入墨は窃盗など常習性の高いものに対して科される刑罰で、他者への注意喚起を目的ともした。熊本藩でも導入されている刑罰だが、本資料には記されていない。なお、公事方御定書の同条文にもここまでの記載はなく、永青文庫資料では「御評定所大帳」(2頁に掲載)にも同じものが描かれている。



御刑法方定式〈寛政元(1789)年〉

熊本藩の入墨

刑法草書の施行細則となる法令を収めたもので、とくに宝暦5(1755)年から宝暦13(1763)年までのものが多数を占める。選挙方の記録から刑法方が運用の参考となる法令を抽出して編纂したもので、訴訟手続きや刑罰執行時の行政手続きなどが収められ、付札や朱書きも散見される。徒刑は量刑が申し渡された3日目から作事所へ出仕すること。12月24日から出仕はやめ、1月15日から再開すること。親類などとの面会謝絶、囲いから出ることや飲酒を禁じている。また、当初、徒刑の者は眉毛を抜いていたが、宝暦7(1757)年3月からは毎月5・10・15・20・25・29日に剃ることになった。熊本藩の入墨は、「剣先」と「ぬ」の字があり、短い「剣」は額、長い「剣」は右の手首、「ぬ」は藩蔵に盗みに入ったものの手に入れていた。



小盗答刑〈文政8(1825)年頃〉



徒刑以下窺扣例略頭書〈天保4(1833)年頃〉

運用される刑法草書

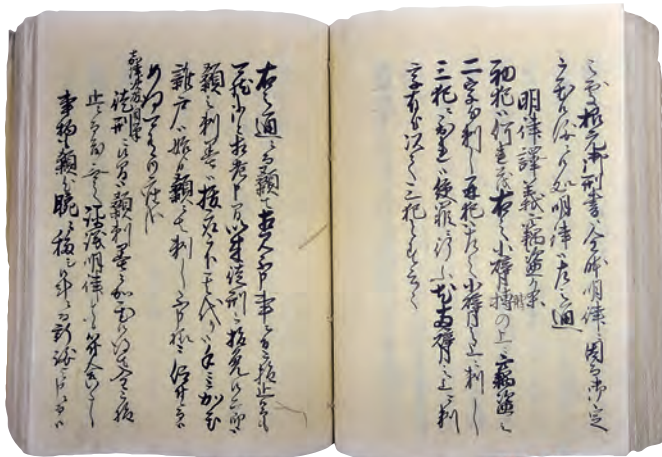
盗みのなかでも「小盗み」に相当するものを裁いた事例を収めている。宝暦5(1755)年から文政8(1825)年までの十答もしくは二十答になった判例44件が含まれている。これは「刑法草書」盗賊編の第五条「窃盗既に行ひ候共、未盗得者ハ軽重に依て十答或二十答」を適用している。しかし、「刑法草書」との異同も認められ、窃盗犯は臍数500文以下であつたら三十答と規定されているものの、実際は十答が科されており、規定と運用実態に相違がある。刑法草書を量刑の基本原則としながら、情状酌量しながら裁かれていたこともわかる。

刑法書の整理と活用

窃盗や犯姦、鬪殴、雑犯(博奕や婦人雑犯)を部門ごとにわけ、徒刑以下の罪人を記録したもの。答刑が多くを占めているが、眉なし(徒刑)ものも数例収められている。熊本藩は公文書の頭書作成をしており、本資料は頭書が完成するまでの間、裁判のときに近い判例を探しやすくするために作成されたものと位置付けられる。熊本藩の文書管理の実態も示される。

IV. 裁判記録と刑法典

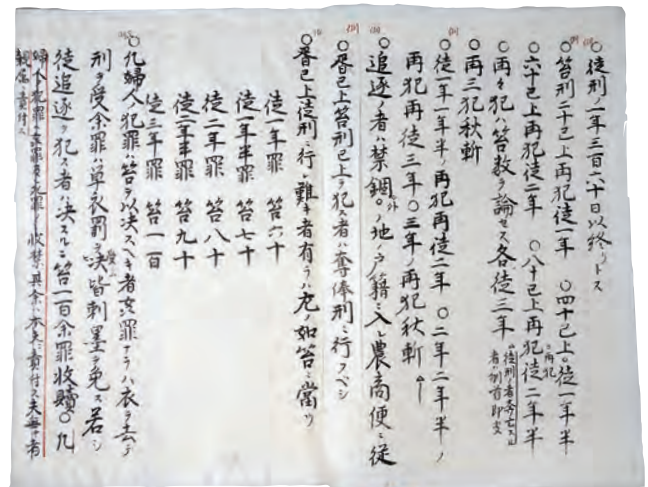
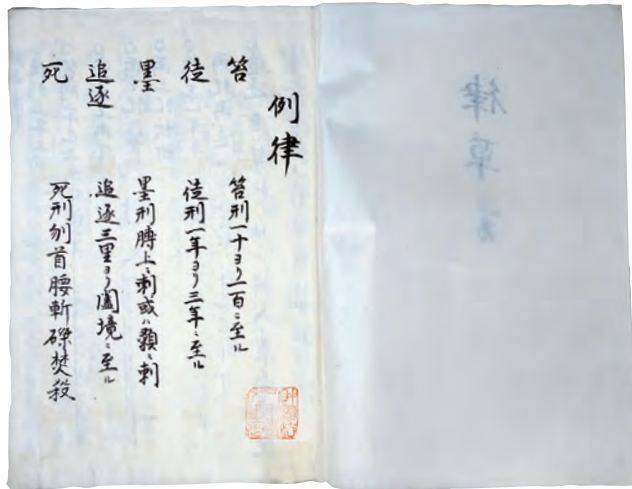
近世初期は体系的な法典はつくられておらず、慣習や先例などを根拠に裁かれていた。享保期以降、法典編纂の動きが幕府主導でおこなわれるようになると、これは藩領にも広がりを見せていくことになる。中国の儒教精神が組み込まれていくとともに、律(刑法)も参考にされて法制度が整備されていった。熊本藩の刑法草書は、明律に依拠した法典の代表的なもので、他藩からも注目される質の高いものだった。



参談書抜 (天保9(1838)年)

徒刑の理想と現実

口書や牢死帳、日帳などから抄出した「参談書」をさらに抜き出したもの。刑法草書が施行されて以降、運用状況が審議されており、刑法方の関係者が吟味している。宝暦5(1755)年に導入された徒刑は、文化2(1805)年にいったん中止されることになるが、その背景には、眉無小屋では盗みの評議ばかりをして改心せず、作事もつとめないことがあった。また、徒刑と入墨の是非について、明律と刑法草書との、整合性を再検討していることもわかる。



律草書 (江戸時代中期)

参考にされた明律

刑法草書は堀平太左衛門や清田新助、志水才助らが明律を参照して起草した。笞刑や入墨刑を採用し、徒刑を導入するにあたって追放刑を制限した。追放刑の問題は各地であがっており、熊本藩ではいち早くその是正を図っていた。しかし、全面的に明律に則ったわけではなく、これにない条文も規定されていることから一定の独自性・自立性も看取される。例律からはじまる本資料には、笞・徒・墨・追逐・死の具体的刑種を記している。朱書きや墨書線引きがみられることから、校正しながら刑法草書の草案が作成されていたことがわかる。

一總て断罪皆御刑法を守りて若し臨時に
 思召ハ御刑法とすべからざる事
 一入墨者若し私を除く時ハ答百本としく入墨
 聖補度死事
 一追放の者ハ追放するも入墨入る一農商ハ罪
 人の好む後度死事
 一足輕以上答刑以上を犯す者皆御扶持放さる
 事
 一足輕以上答刑一一年の刑ハ答百二十年は答
 七十二年ハ答八十二年は答九十二年ハ答百
 行べき事
 一下賤答刑の再犯ハ眉なし三年眉なしの再犯ハ
 秋斬罪各罪の輕重を論ぜす
 一眉なしの七の八眉毛を剃り日々土石竹木等を
 運ぶ役とし總て傭人に代しむ若し私に奔り
 逃る者ハ刎首即決すべき事
 一眉なしの刑一年三百六十日を以終りとす
 一答刑十より百に至る

御刑法草書(堀殿草稿二依て出来之草書にて候歟)
 (宝曆5(1755)年)

一總て断罪皆御刑法を守りて若し臨時に
 思召ハ御刑法とすべからざる事
 一入墨の者若し私に除く時ハ答百本のことく入れ
 墨補べき事
 一追放の者ハ追放する所の人畜に入るべし農商ハ罪
 人の好む二從べき事
 一足輕以上答刑以上を犯す者ハ皆御扶持放たるべ
 き事
 一足輕以上八眉なし一年の刑ハ答六十一一年半ハ答
 七十二年ハ答八十二年半ハ答九十二年ハ答百二当て
 行べき事
 一賤答刑の再犯ハ眉なし三年眉なしの再犯ハ
 秋斬罪各罪の輕重を論ぜす
 一眉なしのものハ眉毛を剃り日々土石竹木等を
 運ぶ役とし總て傭人に代しむ若し私に奔り
 逃る者ハ刎首即決すべき事
 一眉なしの刑一年三百六十日を以終りとす
 一答刑十より百に至る

一眉なしの刑一年より三年は答
 一追放の刑三里より七里に至る
 一御境目追放
 一死刑刎首斬罪磔焚殺
 過怠錢
 答十 錢三百文
 二十 六百文
 三十 九百文
 四十 一貫二百文
 五十 一貫五百文
 六十 一貫八百文
 七十 二貫百文
 八十 二貫四百文
 九十 二貫七百文
 百 三貫文
 眉なし一年錢十二貫文
 一年半 十五貫文
 二年 十八貫文
 一眉なしの刑一年より三年は答
 一追放の刑三里より七里に至る
 一御境目追放
 一死刑刎首斬罪磔焚殺
 過怠錢
 答十 錢三百文
 二十 六百文
 三十 九百文
 四十 一貫二百文
 五十 一貫五百文
 六十 一貫八百文
 七十 二貫百文
 八十 二貫四百文
 九十 二貫七百文
 百 三貫文
 眉なし一年錢十二貫文
 一年半 十五貫文
 二年 十八貫文

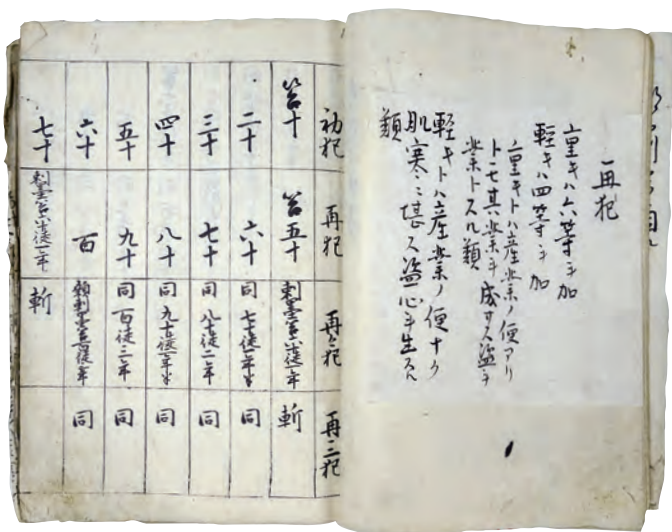
御刑法草書(堀殿草稿二依て出来之草書にて候歟)
 (宝曆5(1755)年)

一眉なしの刑一年より三年に至る
 一追放の刑三里より七里に至る
 一御境目追放
 一死刑刎首斬罪磔焚殺
 過怠錢
 答十 錢三百文
 二十 六百文
 三十 九百文
 四十 一貫二百文
 五十 一貫五百文
 六十 一貫八百文
 七十 二貫百文
 八十 二貫四百文
 九十 二貫七百文
 百 三貫文
 眉なし一年錢十二貫文
 一年半 十五貫文
 二年 十八貫文

罪一等を減ずる
 一牛馬を盗む者ハ輕重を論ぜず秋斬
 行下得ざる者ハ額に入墨一眉なし
 三年
 一人の家を火を付る者ハ輕重を論ぜず焚
 殺即決す度死事
 但知れざる遂さるものハ秋斬罪す
 一盜賊捕る人の敵對し刺し人を殺すも
 のハ輕重を論ぜず磔即決すべき事
 一人に傷る者ハ秋斬罪す

御刑法草書(平太左衛門殿草書稿二因て出来歟)
 (宝曆5(1755)年)

罪一等を減ずべし
 盜賊
 一牛馬を盗む者ハ輕重を論ぜず秋斬す
 へき事
 行て得ざる者ハ額に入墨し眉なし
 三年
 一人の家を火を付る者ハ輕重を論ぜず焚
 殺即決すべき事
 但おもひ立遂ざるものハ秋斬罪す
 べし
 殺傷
 一盜賊捕る人に敵對し刺し人を殺すも
 のハ輕重を論ぜず磔即決すべき事
 但人に傷る者ハ秋斬罪すべし



御刑法草書 (天保)

七十	六十	五十	四十	三十	二十	答十	初犯	再犯	再々犯	再三犯
刺墨答六十徒一年	百	九十	八十	七十	六十	答五十				
斬	斬	類刺墨答百徒三年	同百徒三年	同九十徒二年半	同八十徒二年	同七十徒一年半	刺墨答六十徒一年	同七十徒一年半	同八十徒二年	同九十徒二年半
同	同	同	同	同	同	同	斬	斬	同	同

再犯
重キハ六等ヲ加
軽キハ四等ヲ加
重キトハ産業ノ便アリ
トモ其業ヲ成サス盜ヲ
業トスル類
軽キトハ産業ノ便ナク
肌寒ニ堪ス盜心ヲ生スル
類



御刑法草書 (天保)

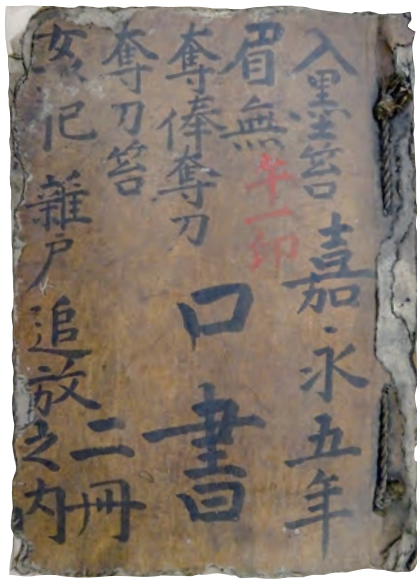
一 三十日を以一ヶ月とす

八十	九十	百	答六十徒一年	同七十徒一年半	同八十徒二年	同九十徒二年半	同百徒三年	刺墨答百徒三年	類刺墨答百徒三年	死之贖刑 臨時 論決
刺墨答七十徒一年半	同八十徒二年	同九十徒二年半	同百徒三年	類刺墨答百徒三年	類刺墨答百徒三年	類刺墨答百徒三年	同	同	同	同
斬	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一 徒刑八三百六十日を以一年とす
一 出奔致候者三年より内帰郷
願といふも右同断

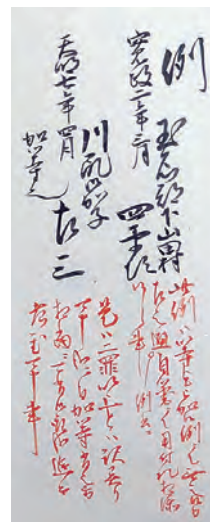
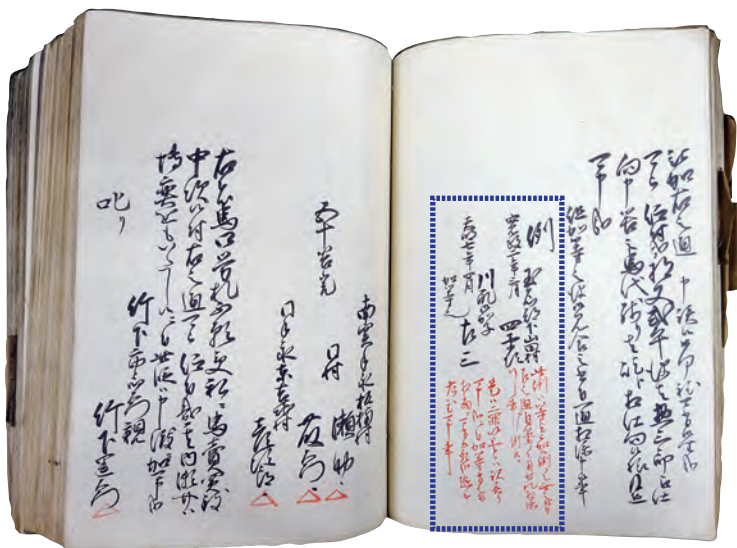
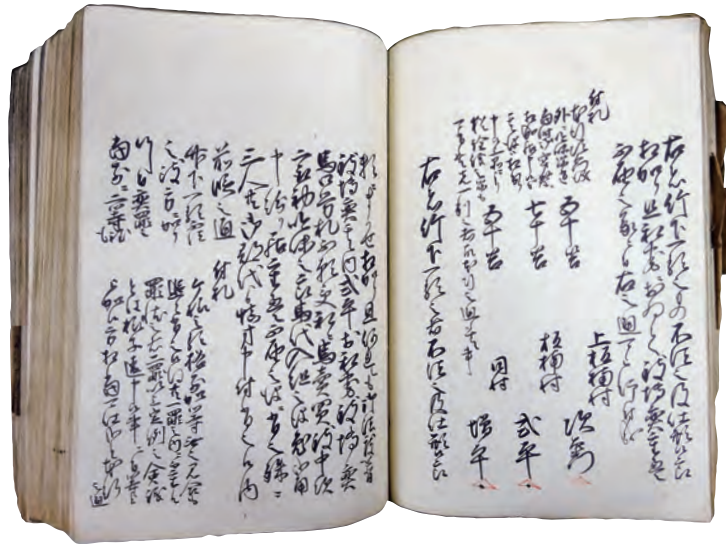
練りに練られた刑法典の完成

御刑法草書は、宝暦4(1754)年5月に完成し堀平太左衛門から藩主重賢へ捧呈され、その翌年に施行された明律系の刑法典である。御刑法草書の大きな特徴は、追放刑を原則的に廃止し、徒刑を導入したことである。しかし、追放刑は全廃されたわけではなく、宝暦11(1761)年改定の刑法草書にも追放願などの規定を残し、実質的には認めている。しかし、かつて追放と処せられた大多数のものが、答刑や徒刑に切り替えられたことは、一画期と位置付けられる。刑法草書は良法として各地へ広まり、会津藩の「刑則」や佐賀藩徒刑にも影響を与えた。明治元(1868)年に、明治政府は、最初の統一刑法典の仮刑律を編纂するが、このとき、刑法草書が参考にされている。幕府の刑法典「公事方御定書」が判例の類例的集成に留まったことに対して、刑法草書は明律方式を大胆に採用し、論理的かつ体系的な編成になっていることが評価されている。



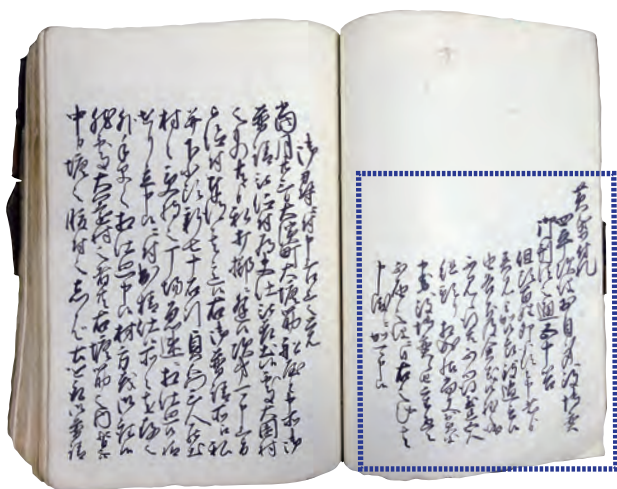
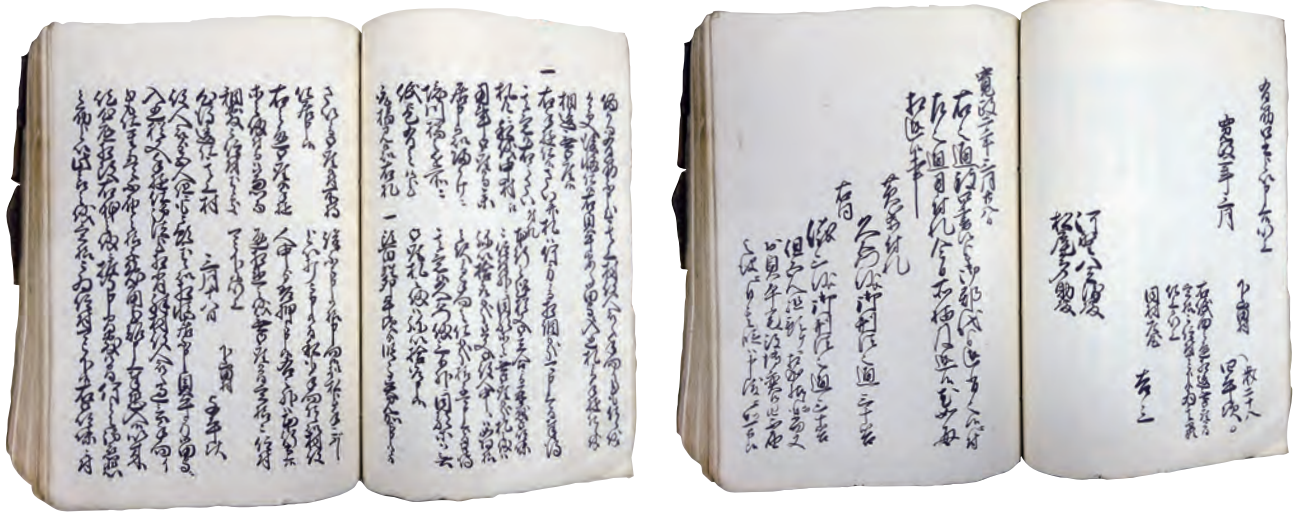
口書表紙 (嘉永5(1852)年)

入墨答	嘉永五年
眉無 午一印	
奪刀奪刀	口書
奪刀答	
姦犯 雜戸	追放 二冊 之内

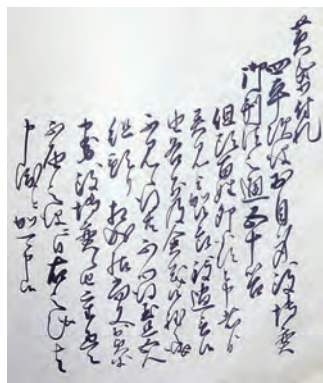


例 玉名郡下山田村
寛政二年三月 四平次
此例八等を被加候例二て無之候而
左之通例書二自筆二て用付札相添
候之事
是八二罪以上と八訳異り
可申候哉二付加等有之方
相当二可有御座哉追而
考置可申事

川尻御加子
天明七年四月 左三
加等之



口書〈寛政3(1791)年〉



黄紙付札

四平次儀於自身致博奕
御刑法之通五十答

但頭百姓卯平次と申者方

異見を加候節致過言候

由各別及僉義候程之儀

不見候得共不心得至且五人

組預り相成居尚又於貞平

申宅致博奕候由重疊

不届之儀二付右之趣者

申渡二加可申候

ただの供述調書ではない熊本藩「口書」

口書の法制上における一般的解釈は、「①江戸時代の訴訟文書の種類。出入筋(民事)では、原告、被告双方の申分を、吟味筋(刑事)では被疑者、関係者を訊問して得られた供述を記したもの。口書は、百姓、町人にだけ用いられ、武士、僧侶、神官の分は口上書といった。②江戸時代、検使役人が作成した調書のこと。変死や殺人、傷害など検使を要する事件が発生した際に、現場で関係者の供述を記したものである。熊本藩の口書は、文政8(1825)年に一度仕立て直されているものの、口書原本を綴じ込んだものや写しが混在して採録されている。そして、資料的性格は、単に供述調書だけではなく、判決までの過程や量刑の根拠となる判例も逐次、示している。つまり、口書は判例法性格を有し、再犯者を記録する台帳としての役割を果たしていたことがわかる。刑法草書に一義的に従いながら、刑法方では判例法でさらに法的裏付けをとりながら裁いていた。口書からは、熊本藩の法運用の実態も詳らかになる。



第32回 熊本大学附属図書館貴重資料展

解説目録

熊本藩法と犯罪史 —裁く人と裁かれる人たち

安高 啓明 編著

平成28年11月刊 熊本大学附属図書館

本目録の無断転載・複製を禁ずる